

## 臨床研究に係る倫理指針（仮称）の骨格について（たたき台）

## ○ 基本的考え方

## ・ 本指針の目的

\* 被験者の権利擁護、臨床研究（特に医師主導のもの）の推進等を掲げるべきではないか。

## ・ 定義及び指針の適用範囲

\* 本指針の適用範囲について。（別紙参照）

\* 他の指針との関係の明確化が必要ではないか。

## ○ 被験者の人権保護等

\* 被験者の人権保護についてどう考えるか。

\* 説明及び同意の手順等について定めるべきではないか。

\* 被験者に健康被害等が生じた場合の賠償等についてどう考えるか。

## ○ 医師の責任、業務等

\* ヘルシンキ宣言を土台として作成すべきではないか。

\* 臨床研究の内容の違いによって規定すべきか。

## ○ 実施施設の責務等

\* 実施施設の責務についてどう考えるか。

\* 臨床研究の内容の違いによって規定すべきか。

## ○ 倫理審査委員会

\* 倫理審査委員会の機能についてどう考えるか。

\* 臨床研究の内容の違いによって規定すべきかどうか。

## ○ その他

\* 実施施設における情報の提供等についてどう考えるか。